



2025年12月19日

各位

会社名 加藤産業株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 加藤和弥
コード番号 9869（東証プライム）
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 次家成典
電話番号 0798-33-7650

取締役に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025年12月19日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を無償で行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本自己株式処分の概要

(1) 割当日	2026年1月19日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 1,831株
(3) 割当予定先	当社の取締役 5名 1,831株
(4) その他	※本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法第202条の2）、公正な評価額として、本日開催の取締役会決議日の前営業日（2025年12月18日）における東京証券取引所における当社普通株式の終値（6,540円）に上記の処分する株式数を乗じた金額（11,974,740円）を発行価額としております。

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2023年11月10日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象者」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進める目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2023年12月22日開催の第77回定時株主総会において、本制度に基づき、対象者が当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされ

る当社の普通株式の総数は年8,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、現行の金銭報酬額の範囲内で年額30百万円以内とすること（譲渡制限付株式の付与に際しては、当社の取締役の報酬等として譲渡制限付株式の発行又は自己株式の処分が行われるものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しませんが、対象者の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。）、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象者が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲、その他諸般の事情を勘案し、本日開催の取締役会の決議に基づいて、取締役5名に対し、取締役としての職務執行の対価として当社の普通株式合計1,831株（以下「本割当株式」といいます。）を無償で付与することを決議いたしました。

＜本制度の概要＞

対象者は、本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分を受けることになりますが、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象者は、2026年1月19日（割当日）から当社の取締役の地位（以下「本地位」という。）を喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象者が、2026年1月19日（割当日）から2027年1月1日が到来した時点までの間（以下「本役務提供等期間」といい、このうち割当日から2026年9月期に係る定時株主総会の終結の時までの間を「本役務提供期間」とする。）、継続して本地位にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本役務提供期間において、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2026年1月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を

超える場合は1とみなす。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2026年1月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、1を超える場合は1とみなす。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

以上